

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月30日現在

機関番号：12604

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20520638

研究課題名（和文）ホームランド・ナショナリズムと国境地域の民族的マイノリティをめぐる考察

研究課題名（英文）The Homeland nationalism and the national minority in the border region

研究代表者

川手 圭一（KAWATE KEIICHI）

東京学芸大学・教育学部・教授

研究者番号：50272620

研究成果の概要（和文）：本研究では、国境変更後にポーランド国内に居住することになったドイツ人住民を主体・客体として展開した「国境を超える」「ホームランド・ナショナリズム」の実態を追った。そのさい、併せてドイツ国内のポーランド人住民、とりわけドイツ本土から「ポーランド回廊」によって切り離された東プロイセンのポーランド人を取り巻くナショナリズムの問題にも注目することで、「ホームランド・ナショナリズム」の客体として翻弄される国境地域の住民の社会的問題を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：I investigated the actual situation of Homeland nationalism of German minority in Poland as well as Polish minority in Germany after World War I. At first, I researched the German minority who had to live in the foreign country owing to the sudden boundary change. Secondly, I analyzed the Polish inhabitants in Germany, especially, in East Prussia where was separated from mainland Germany by Polish Corridor. I clarified the situation and the social problems of national minorities in the border region who were object of Homeland nationalism.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：歴史学・西洋史・ドイツ近現代史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：ナショナリズム、マイノリティ、ドイツ、ポーランド、国境地域

1. 研究開始当初の背景

（1）「国民国家の世紀」と特徴づけられる20世紀において、新たに引かれた国境をめぐるのは、対立と戦争、さまざまな形の人の移動、マイノリティ問題など、多くの問題が生じてきた。今日、ヨーロッパではEUという国境を越える地域統合が進みつつあるが、その一方で20世紀史を振り返れば、ディアス

ポラ・ポリティックス（Cf. Scheffer, Gabriel, *Diaspora Politics* (Cambridge, 2003)）に示されるように、国境を越える試みは、それぞれの地域・歴史的コンテクストのなかで、むしろナショナリズムに根ざした国家・民族に関わるさまざまな問題を惹起してきた。

（2）本研究代表者は、研究開始時点ですでに、第一次世界大戦後のヨーロッパにおいて

公理となったマイノリティ保護のもとで、ドイツにおけるマイノリティ問題と、これを「フォルクの運動」として引き受けて、国境の外にむけて展開したドイツの「国境地域・外国在住ドイツ人保護運動」の思想とその政治的・社会的位相を考察していた（「第一次世界大戦後ドイツの東部国境と『マイノリティ問題』」、『歴史評論』665号、2005年、17-29頁；「フォルクと青年」田村栄子、星乃治彦『ヴァイマル共和国の光芒』（昭和堂、2007年）；「国境を越える運動—国境地域・外国在住ドイツ人保護運動の思想とその政治的・社会的位相—」伊藤定良・平田雅博『近代ヨーロッパを読み解く』（ミネルヴァ書房、2007年）。

そのうえで、研究開始にあたって新たに課題となったことは、この両大戦間期のドイツで「フォルクの運動」として立ち現れたホームランド・ナショナリズムに、「国境地域」の住民がどのように向き合っていたのかを、ドイツ・ポーランド国境地域に即しつつ、地域住民の側から具体的に捉え返すことであった。

具体的には、「国境地域」の住民が、政治的・社会的にさまざまなレベルで展開するナショナリズム運動のもとで、どのようにアイデンティティを確認し、国籍を選択していくのか、そこにどのような社会的な問題が生じたかを地域レベルで具体的に検討することを本研究の課題とした。

2. 研究の目的

(1) 本研究が主たるフィールドとしたのは、第一次世界大戦の終わりまでドイツ帝国領であったドイツ名でオーバーシュレージェン、ポーゼン、西プロイセン、東プロイセンと呼ばれる地域であった。これらの地域は、大戦後、ポーランド国家の建国と、新たな国境線の成立によって、国家帰属の変更、地域社会の分断、あるいは東プロイセンのように、「ドイツ本国」から切り離されるなど、新たな状況を迎えることとなった。本研究は、まず、この地域でドイツ人マイノリティをめぐる問題が政治的・社会的な問題となり、さまざまな運動が展開するとき、その住民にとって「国民化」とはどのように生じるのか、国籍の選択は具体的にどのような形でなされていくのかを検討することを目的とした。

(2) 研究代表者は、すでに第一次世界大戦後のドイツ東部国境について、ドイツ国内の大ドイツ主義的な運動、またそれが同時代の青年層に及ぼした影響を考察してきた。したがって、本研究ではそれを踏まえて、ドイツとポーランド双方の史料を使い、具体的

な地域のなかで、よりミクロな視点から検討を行うことを目的とした。そのためにドイツ・ポーランド両国の文書館において、史料を収集し、具体的な事例の掘り起こしを進め、都市、郡・村レベルでどのような問題がみえてくるのかを明らかにすることを試みたのである。

確かに、「国民化」をめぐる問題は、近年の歴史研究の中で、伝統や教育、軍隊などさまざまな装置、あるいは記念碑などシンボルを分析することで、「国民化」を進める側からの統合の問題として多くのことが明らかにされてきている。しかし、本研究では、「国境地域」の「国民化」の問題を、「国境地域」の具体的な住民のレベルにまで入り込んで詳細に検討することで、そうした装置が「受けての側」にどのように受け止められていたか、そしてそこにはどのようなオールタナティブの可能性があり、住民の運動や行動を惹起していくのかを分析しようとした。

このように、「国境地域」の住民の側から、国境の変更と押し寄せる「国民化」の問題を捉え返すことで、単にドイツ・ポーランド関係をより重層的に捉え返すだけでなく、一方通行の「国民国家論」に対して、地域と国家の関係を改めて見直し、これに再検討を加える新たな視点を提示することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、ドイツ-ポーランド国境地域のドイツ、ポーランド両国のマイノリティに対する政策、住民の動向を検討するために、ドイツ、ポーランド両国で文献、史料を収集し、その分析に努めた。

具体的に研究を行った場所、史料収集を行った大学、図書館、文書館は以下のとおりである。

ドイツ側

- ・ハンブルク大学
- ・ハンブルク現代史研究所
- ・国立プロイセン文書館（ベルリン、ダーレム）
- ・国立図書館（ベルリン）

ポーランド側

- ・ヤゲウォ大学（クラクフ）
- ・トルン大学

こうした史料収集の傍ら、ドイツでは、ハンブルク大学、ポーランドではヤゲウォ大学の研究者と意見交換を行い、助言やさまざまな示唆を得た。

4. 研究成果

以下に3部構成で、その成果の概要を記す。

(1) まず、第一次世界大戦後、パリ講和会議による国境の変更の下で「公理」となったマイノリティ問題の再考を試みたうえで、新たにドイツ-ポーランド国境が引かれた後に、ポーランド国内に居住することになったドイツ人マイノリティ、ドイツ国内に居住するポーランド人を取り巻く双方のナショナリズム運動と国境地域に住むドイツ人とポーランド人の関係を、以下の①~④の地域に即して明らかにした。

① ポズナン・ポモルスキ州のドイツ人マイノリティ 1919 - 1939

ポズナン州は、かつてのプロイセン領ポーゼンの一部を包括し、ポモルスキ州は、かつてのプロイセン領西プロイセン州の一部に加えて、ゾルダウ郡 (Soldau) とともに、東プロイセン州の一部を含んでいる。1919年のこの地域のポーランド領への変更は、ここに生きるドイツ人マイノリティに、ポーランドのマイノリティとしてとどまるか、ドイツへ移民するかの選択を迫った。ここでは、こうしたなかで組織されたドイツ人擁護同盟 (Deutschtumbund)、その解散後はドイツ人連盟 [Deutsche Vereinigung (DV)] の同地域での活動と、その内部対立を跡付けながら、ドイツ人マイノリティの直面する問題を考察した。両州のドイツ人住民の80%は農業部門に従事したが、ドイツ人大土地所有者とその他のドイツ人農民の間には対立があり、ドイツ人農業者団体は分裂を繰り返すなかでポーランド当局と向き合わなければならなかった。また、最も大きな問題の一つである学校問題では、1920年代後半にはドイツ人児童の3分の2がポーランド学校に通わねばならなかったが、1919年には、ドイツ人学校協会 (Deutsche Schulverein) が、ビドゴシチに本部を置いて設立され、ポズナンとポモルスキの学校協会もその傘下に置かれた。こうした学校問題のほか、さまざまな文化・教育活動についても跡付けた。

② ポーゼン・西プロイセン国境地帯州 (ブランデンブルク)

この二重の名前のついた行政単位は、1922年7月21日のプロイセン法によって、ヴィスワ川左岸のドイツ領にとどまった旧ポーゼン州、旧西プロイセン州から構成された。1925年、ポーゼン・西プロイセン国境地帯州には、13,284人のポーランド語を母語にする者、ないしはポーランド語とドイツ語を母語にする者たちがいた。これは、全住民の4,3%にあたる。しかし、ポーランド住民とその指導層のドイツからの「脱出」は続き、他方、この地にとどまったポーランド人の二人に一人は、職業において従属的地位に甘んじ、その多くは農林業に従事していた。ポーランド人マイノリティの中心地域は、フラトヴ (Flatow) 郡 (1925年: ポーランド語話者、

ないしはドイツ語とポーランド語の話者=16,8%)、メゼリッツ (Meseritz) 郡 (同: 5,8%)、ボムスト (Bomst) 郡 (同: 20,6) であった。特にフラトヴ郡は、ポーランド人農村が連なって存在しており、ポーランド人マイノリティの牙城と目された一方、メゼリッツ郡では、ポーランド人は、牙城となったグロス・ダメル村 (Dorf Groß Dammer) を含めた幾つかの地に集住した。

③ オーバーシュレージエン州 (シュレージエン)

1921年3月20日の住民投票の結果は、ドイツ側の得票は59,6%であったのに対して、ポーランド側は40,4%にとどまった。1919年、20年、21年と武装蜂起が続く中で、シュレージエンをめぐる両国の争いは、全国的な問題という様相を示した。オーバーシュレージエンの分割は、最終的には1922年7月15日に決定した。領土の三分の二、しかし住民の54%だけがドイツにとどまることになった。ポーランド語話者は、あまり豊かでないオーデル川右岸に集中し、その中心は、オッペルン地方郡であった。ここでは、1921年の住民投票において30,5%がポーランドへの帰属を求め、4年後の住民調査でも、ドイツ語を母語とする者は、127,602人の全住民のうち僅か33,353人(26,1%)しかいなかった。工業地域においてもポーランド人はかなりの割合を占めたが、しかしここでは、ドイツ人労働者の組織に入ると、彼らはかなり強い同化の脅威にさらされた。1925/26には、公立のポーランド人学校は、56から37に減り、児童数も1269から951に減少した。その後、私立学校設立の努力によって、1931年には12の私立学校、143人の生徒を数えるまでになった。

④ シロンスク州

1920年7月15日、ポーランド国会 (Sejm) は、シロンスク州 (オーバーシュレージエンとチェコ領シュレージエン) の法的地位を宣言した。1922年5月15日に調印されたジュネーブ協定は、マイノリティの権利とその保護を詳細に規定した。1921年11月8日、ドイツ・オーバーシュレージエン・マイノリティ権利保護同盟 (Deutsch-Oberschlesische Volksbund zur Wahrung der Minderheitenrechte) が創設される。これは、1925年にはポーランド・シュレージエンのドイツ民族同盟 (Deutscher Volksbund für Polnisch-Schlesien) と名称を改めた。本部は、カトヴィッツに置かれ、シロンスク州のすべてのドイツ人の政治的生活を監視し、指導した。工業と大規模農業所有においてドイツ人の所有が圧倒的な有利を占める中で、シロンスク州におけるドイツ人の経済活動に大きな影響力をもったのは、現地のマイノリティ指導者ではなくて、ドイツ大資本とその

国際的な結びつきであった。経済部門でマイノリティ指導者が影響力を発揮できたのは、福祉活動のみであった。1923-26年に公立学校は76から87に増え、児童数は22,000人に及んだ。1926/27年に、民族の対立が厳しさを増すなかで、突然、申請児童が5,000人に達すると、ポーランド当局は態度を硬化させ、この問題は、国際連盟やハーグの国際司法裁判所でも取り上げられた。

(2) ヴェルサイユ条約に基づいて国際連盟の管理下という特殊な位置に置かれた「自由市ダンツィヒ」におけるポーランド人マイノリティを取り巻く政治的・社会的状況について考察した。具体的には、ポーランド人の市民権取得問題、ポーランド人住民の権利と利益を守るためのさまざまな運動、ポーランド人共同体内部の分裂、ポーランド人児童の学校制度をめぐる問題などを分析した。

(3) ヴェルサイユ条約によってドイツ本国から切り離されることとなった、かつてのプロイセンの故地、東プロイセンにおけるドイツ人住民とポーランド人住民の関係について考察した。ここでは、国立プロイセン文化財秘密文書館 (Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz Berlin-Dahlem) の史料 HA Rep.203 のなかでも、「州国境警察の秘密報告書」というタイトルの史料 (史料番号: 589 - 597) を通して見えてくる東プロイセンの状況、とりわけドイツ人住民とポーランド人住民の関係を明らかにした。この史料は、1920年4月28日プロイセン邦政府によって、「東プロイセンの事情に通じた官吏が、ライヒおよびプロイセン邦政府において東プロイセン州長官の代理として特別な東プロイセンの利害を代表するために」設置された東プロイセン代表部代表のものである。同代表部は、ベルリンのヴィルヘルムシュトラッセ89番地にその事務所を置き、1930年までケーニヒスベルクの州長官とベルリン中央政府との間の連絡役となった。この史料からは、東プロイセンにおけるポーランド人マイノリティをめぐるさまざまな問題を明らかにすることができた。

以上のさまざまな問題を通して、ドイツ・ポーランド国境地域におけるドイツ人住民とポーランド人住民の諸関係ばかりでなく、さらにマズール人の問題なども含めたマイノリティ問題の重層的・複合的様相の一端を明らかにすることができた。

なお、本報告書には、その成果の概要に一端しか示すことができなかつたために、別途、本研究の報告書を冊子にまとめて印刷したことを申し添えておく。これは、改めて出版する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 川手 圭一、第一次世界大戦後の東プロイセンにおける民族的相克 —ドイツ人とポーランド人の関係をめぐって—、『東京学芸大学紀要 人文社会科学系 II』、査読なし、第63集、2012、P73-86

② 川手 圭一、第一次世界大戦後「自由市ダンツィヒ」のポーランド人マイノリティをめぐる政治的・社会的位相、『東京学芸大学紀要 人文社会科学系 II』、査読なし、第60集、2009、P. 73-83.

[学会発表] (計3件)

① Kawate Keiichi, National consciousness and nationalism in contemporary Japan, *Oblicza nacjonalizmu w Azji Wschodniej*, 2012年3月31日、ヤギェオ大学 (ポーランド)、英語発表

② 川手 圭一、ドイツとポーランド —「過去の克服」と歴史教育、近現代史教育研究会、2009年10月10日、東京女学館中高校 (東京)

③ Kawate Keiichi, Historical Reconciliation between Germany and Poland as seen from a Japanese Perspective, *International Symposium: Shifting Re-creations of European and Asian "Others" in East Asian Schoolbooks*, 2009年3月17日、*Internationales Wissenschaftsforum Heidelberg*, Universität Heidelberg、ハイデルベルク大学、ドイツ、英語発表

[図書] (計2件)

① Kawate Keiichi, "Historical reconciliation between Germany and Poland as seen from a Japanese perspective", *Gotelind Müller(ed.), Designing History in East Asian Textbooks* (Routledge, London/ New York, 2011). pp.229-244.

② 加賀美 雅弘、川手 圭一、久邇 良子、学文社、ヨーロッパ学への招待、P.10-16、93-160. 2010年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川手 圭一 (KAWATE KEIICHI)
東京学芸大学・教育学部・教授
研究者番号: 50272620

(2) 研究分担者
(無し)

(3) 連携研究者
(無し)